

奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL：0742-25-3100

FAX：0742-25-3101

HP <http://www.nara-sanpo.jp/>

Eメール [info@nara-sanpo.jp](mailto:info@nara-sanpo.jp)

Vol. 24 2015年 冬号

# かわら版

## ストレスチェック制度関係 Q & A

改正労働安全衛生法（平成26年6月法律第82号）に基づくストレスチェック制度が、いよいよ本年12月1日から施行されます。

当センターでは、ストレスチェック制度をテーマにした産業医学、産業保健研修を積極的に開催するなど、その対応に当たってきましたが、産業医等の産業保健関係者や事業場の人事労務担当者からは、ストレスチェック制度に関する数多くの相談・質問等が寄せられています。

そこで本号では、厚生労働省が公表しています「Q&A」の中から、当センターへの相談件数が多く関心が高いと思われる項目、本年9月30日付けで追加された「Q&A」項目を中心に紹介します。（一部、表現を簡略化しているものがあります。）

なお、すべての「Q&A」をご確認されたい場合は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf>

Q1 法に基づく第1回のストレスチェックは、法施行後いつまでに何を実施すればいいのでしょうか。

A 平成27年12月1日の施行後、1年以内（平成28年11月30日までに）にストレスチェックを実施する必要があります。（結果通知や面接指導の実施までは含みません。）

Q2 ストレスチェックの実施義務の対象は、「常時50人以上の労働者を使用する事業場」とされていますが、この50人は、どこまで含めてカウントする必要がありますのでしょうか。アルバイトやパート労働者も含めるのでしょうか。

A 「常時使用する労働者が50人以上いるかどうか」の判断は、ストレスチェックの実施対象労働者のように契約期間（1年以上）や週の労働時間（通常の労働者の4分の3以上）を基に判断するのではなく、常態として使用しているかどうかで判断することになります。したがって、例えば週に1回しか出勤しないようなアルバイトやパート労働者であっても継続して雇用し、常態として使用している状態であれば常時使用している労働者として50人のカウントに含めていただく必要があります。

Q3 改正労働安全衛生規則により、産業医の職務として「ストレスチェックの実施、面接指導の実施及びその結果に基づく措置」が追加されましたが、産業医はストレスチェック制度にどこまで関与すれば職務を果たしたことになるのでしょうか。

A 改正労働安全衛生規則第14条の規定は、産業医がストレスチェックや面接指導等の実施に直接従事することまでを求めているものではありません。衛生委員会に出席して意見を述べる、ストレスチェック制度の実施状況を確認するなど、何らかの形でストレスチェックや面接指導の実施に関与すべきことを定めたものです。

ただ、事業場の状況を日頃から把握している産業医が、ストレスチェックや面接指導等の実施に直接従事することが望ましいものと考えています。

Q4 ストレスチェックを健診機関などの外部機関に委託し、産業医は共同実施者となる場合、外部機関が提案した調査票や高ストレス者選定基準について、どのように産業医の意見を聴けばよいのでしょうか。また、どのように衛生委員会等で調査審議すればよいのでしょうか。

A 外部機関から提案された調査票や高ストレス者選定基準について、衛生委員会等で調査審議することが必要です。産業医には、衛生委員会等の場で意見を求めるか、委員会等の前にあらかじめ意見を求めることで差し支えありません。

Q5 ストレスチェックを外部委託し、事業所の産業医は個々人の結果を把握するために共同実施者となる予定ですが、どの程度関与していれば共同実施者といえるのでしょうか。

A 産業医は、少なくとも、事業者が調査票や高ストレス者選定基準を決めるに当たって意見を述べることで、ストレスチェックの結果に基づく個々人の面接指導の要否を確認することが必要です。

Q6 病院長がストレスチェックの実施者になることや面接指導を実施することは可能でしょうか。なれない場合は、誰が実施すればよいのでしょうか。

A 病院長は一般的には人事権を持っていると考えられるので、ストレスチェックの実施者にはなれません。このため、人事権を持っていない他の医師や保健師等から実施者を選ぶことになります。一方、面接指導の実施については、医師であれば制限をしていませんので、病院長が携わることで法令上問題はありません。

ただし、病院長が面接指導の実施者になることにより、労働者が面接申出を躊躇したり、適切な事後措置がなされないおそれがあるような場合には、制度の趣旨に合致しないこととなるので、適切な運用がなされるように面接指導を実施する医師を選定していただきたいと思えます。

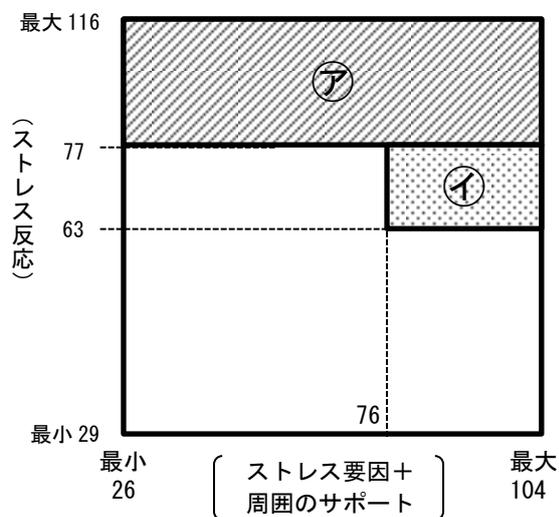
Q7 高ストレス者の選定基準について具体的な数値は示すのでしょうか。また、事業場における選定基準の設定の仕方として「上位〇%が入るように」といった目安は示すのでしょうか。

A 実施マニュアルに職業性ストレス簡易調査票を使用した20万人のデータから57項目及び簡略版23項目について、高ストレス者が10%となるようにする場合の具体的な数値基準の例を示しています。ただし、各事業場における数値基準は衛生委員会等で調査審議のうえで事業場毎に決めていただく必要があり、一律に目安を示すものではありません。

Q8 高ストレス者の選定は、「①心身の自覚症状に関する項目（B.心身のストレス反応）の評価点数の合計が高い者」又は「②心身の自覚症状に関する項目の評価点数の合計が一定以上あって、心理的な負担の原因に関する項目（A.仕事のストレス要因）及び他の労働者による支援に関する項目（C.周囲のサポート）の評価点数の合計が著しく高い者」の要件を満たす者となっていますが、このどちらを選べばよいのでしょうか。それとも両方を選ぶ必要があるのでしょうか。

A 両方選んでいただく必要があります。心身の自覚症状に関する項目の評価点数の合計が高い者はもちろんですが、心身の自覚症状についての評価点数がそれほど高くなくても、心理的な負担の要因や周囲の支援の評価点数が著しく高い場合は、メンタルヘルス不調のリスクが高いため、高ストレス者と評価し、必要な対応につなげていただく必要があります。

《職業性ストレス簡易調査票（57項目）を使用する場合の評価基準の設定例》



ア又はイのいずれかに該当する者を高ストレス者と評価する。  
（調査票の項目中、「D. 満足度」に関する回答は評価に含みません。）

※ 「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」より転載

◆ なお、「数値基準に基づいて高ストレス者を選定する方法」の具体的な手順は、[www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/.../pdf/150803-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/.../pdf/150803-1.pdf)を参照してください。

Q9 外部機関に委託して実施する場合、ストレスチェックの結果は労働者の自宅あてに送付することになるのでしょうか。

A 自宅に送付する方法もありますが、個人ごとに、容易に内容を見られない形で封をしたものを事業場に送付して、それを事業場内で各労働者に配布することも可能です。

Q10 ストレスチェックの実施を外部機関に委託した場合、本人への面接指導の勧奨は外部機関からなのか、嘱託産業医からなのかどちらなのでしょうか。

A 面接指導の勧奨は、ストレスチェックの実施者が行うことが望ましいです。このため、嘱託産業医がストレスチェックの共同実施者でない場合は、外部機関の実施者が本人に勧奨することになりますが、嘱託産業医が共同実施者である場合は、嘱託産業医が勧奨することが望ましいです。具体的な勧奨の方法等については、衛生委員会等で調査審議のうえで事業場ごとに決めていただきたいと思います。

**産業保健相談員相談日のご案内**

奈良産業保健総合支援センターでは、産業保健及びメンタルヘルスに関する様々な問題について、専門スタッフが無料でご相談に応じ、解決方法を助言いたします。（相談内容等に関する秘密は厳守いたします。）

ご相談いただく方法は、来所（面談：事前予約が必要）、電話、ファックス、メールがあります。

また、精神科医師による面談等によるメンタルヘルス相談窓口を定期的開設しています。日時は、原則、毎月第2及び第4金曜日の午後2時から午後3時までです。（相談員の都合等によって、日時を変更する場合がありますので、事前に当センターホームページ「お知らせ」をご確認ください。）

## 地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターは、原則、労働基準監督署の管轄区域単位に1箇所ずつ設置され、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の職場の事業者や労働者の皆様に対して、医師・保健師などが健康相談や保健指導等の産業保健サービスを無料で行なっています。

- 北和地域産業保健センター 奈良市柏木町519-7 奈良市医師会館内  
コーディネーター 久保一美 (☎:070-2153-1823) 医師会☎:0742-33-5235
- 葛城地域産業保健センター 大和高田市大中106-2 高田経済会館 北葛城地区医師会内  
コーディネーター 宮田 悟 (☎:070-2153-1824) 医師会☎:0745-23-2431
- 桜井地域産業保健センター 桜井市大字金屋136-1 桜井保健会館 桜井地区医師会内  
コーディネーター 中村時雄 (☎:080-9048-2238) 医師会☎:0744-43-8766
- 南和地域産業保健センター 五條市野原西6-1-18 保健福祉センターカルム五條 五條市医師会内  
コーディネーター 小林昭生 (☎:080-9048-2239) 医師会☎:0747-25-3059  
(吉野郡医師会 ☎:0746-34-2353)

## 奈良産業保健総合支援センターからのお知らせ

- 奈良産業保健総合支援センターでは、前述の地域産業保健センターの事業のほか、以下の業務も行っておりますので、積極的にご活用ください。
  - ① 産業保健関係者からの産業保健に係る専門的相談への対応や事業場訪問による実地相談を行う。
  - ② 産業保健関係者の専門的・実践的能力向上を図るための研修を行う。
  - ③ メンタルヘルス対策を普及促進するため、メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、事業場のメンタルヘルス対策の導入に関する取組について支援する。
  - ④ メンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等に対してメンタルヘルス教育の方法について支援する。
  - ⑤ WEBやメールマガジンによる地域の産業保健に関する情報提供、リーフレット等による広報を行う。
  - ⑥ 事業者等を対象とした啓発セミナー等を開催する。
- ストレスチェック制度に関する研修会は、事業場、産業保健スタッフ等の皆さんの関心が高く、申込受付開始後ほどなく定員に達するような状況にあります。引き続き、1月・2月にも開催を計画しており、平成28年4月以降も受講希望状況に応じて開催することを予定しておりますのでお知らせします。
- 「がん患者さんの就労相談関係者研修会」開催のお知らせ（主催：奈良県医療政策部保健予防課）  
日 時：平成27年12月16日（水）13時30分～16時00分  
場 所：奈良県中小企業会館 4階中会議室AB （奈良県商工観光館） ☎0742 (27) 8928  
対象者：就労窓口担当者・企業の人事健康相談担当者・衛生管理者等就労相談業務従事者等  
講師等：「がん医療の現状や治療等について」奈良県立医科大学放射線腫瘍医学講座 長谷川教授  
「がん相談支援センターの役割」近畿大学医学部奈良病院がん相談支援センター 吉村相談員  
問い合わせ先：奈良県保健予防課 URL <http://www3.pref.nara.jp/gannet/item/6177.htm#ContentPane>
- メールマガジンを月1回発行しています。産業保健に関する最新ニュースや行政の動き、研修会の開催予定等役立つ情報をお届けしますので、アドレスのご登録をお願いします。

〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階  
独立行政法人労働者健康福祉機構 奈良産業保健総合支援センター  
電話：0742-25-3100 FAX：0742-25-3101  
Eメール：info@nara-sanpo.jp